

大分市プレミアム付商品券換金に「小切手振出システム」を追加します！

大分市プレミアム付商品券発行事業に係る現行の商品券換金システムは、月2回の締日・振込日を定め、取扱店指定の金融機関口座振込みによる決済となっています。

今般、販売代金等を商品券で受け取ることにより、現金が不足するなど資金繰りに苦慮する中小取扱店への対応策として、現行の換金システムに「小切手振出による換金」システムを追加いたします。

小切手振出による商品券換金の内容は下記のとおりです。

【対象者】 商品券を受取ること、資金繰りに苦慮している取扱店等で、中小取扱店のみを対象とします。

【開始日】 平成27年8月6日（木）9：00～

※小切手の受取は、換金申出の翌営業日10：00以降となります。

【対応場所】 大分商工会議所 中小企業相談部（大分市長浜町3-15-19）

【振出金額】 1回の換金額 5,000千円以下

※大分商工会議所・野津原町商工会の非会員事業所については、商品券額面の1%の換金手数料を控除した金額で小切手を振出

【支払金融機関】 大分銀行本店および豊和銀行本店（即日、現金にて受取可）

※大分銀行・豊和銀行の本店以外の各支店や他の金融機関の本支店の場合は、所定の手続きにて小切手を預け入れしてください。

（2営業日後の概ね14：00以降に口座から引出し可）

【小切手振出までの流れ】

	中小取扱店(事業者)
(換金申出当日)	<ol style="list-style-type: none">① 通常の商品券換金手続きに必要な書類等を揃えて、大分商工会議所 中小企業相談部（大分市長浜町3-15-19）へ来所② 商工会議所の商品券事務局窓口にて換金手続き③ 小切手振出希望である旨を申し出る。 (別の小切手振出受付窓口にて)④ 小切手振出依頼書の記入等について説明を受ける。⑤ 「小切手振出依頼書」に必要な事項を記入して事務局へ提出
(翌営業日の10：00～)	※印鑑（認印可）を持参すること <ol style="list-style-type: none">① 小切手受け取りのため来所② 小切手の金額等を確認の後、受取書に事業所名・受取人氏名を記入して、押印する。③ 小切手を受け取り、金融機関に持参する。